

## 「東村山市児童クラブの設置運営に関するガイドライン」構成案

### 第3章 入所に関すること

#### (1) 入所要件

- ①保護者の労働のほか、就労準備のための通学、職探し、疾病、療養、出産、家族の介護、被災、その他何らかの事由で保護者が保育にあたれない場合。
- ②その他、市長が必要と認める場合。

#### (2) 入所案内

- ①入所案内を作成し、インターネット、広報紙などを通じて広く周知を図る。
- ②入所案内には、事業目的、入所手続き方法、申請書類、利用料、クラブの設置場所等を分かりやすく記載する。
- ③入所案内は、ホームページに掲載して申請書類をダウンロードできるようにするにし、小学校で配布するなど就労している保護者が入手しやすいよう工夫する。

#### (3) 入所申請

- ①入所を希望する場合、保護者は入所申込書を提出することとする。また、継続して利用する場合にも、年度ごとに入所申込を必要とする。なお、入所申込書には、児童の生活状況、保護者の状況などを記載し、その他必要な書類を添付することとする。
- ②入所期間は入所を承認した月から、その年度末までを原則とし、随時入所および退所を可能とする。

#### (4) 入所決定

- ①入所に関しては、東村山市立児童クラブ入会審査基準を踏まえて、市が決定し、保護者に通知する。また、決定にあたっては、保護者の納得が得られるよう配慮することとする。
- ②入所できないと決定した場合は、その理由を付して保護者に通知することとし、保護者がその決定について不服がある場合には申し立てができるよう、その手続きについて周知することとする。
- ③設置者および指導員は、入所申込書をもとに面接をすることができることとする。
- ④保護者以外の同居人（祖父母等）がいること、児童が障害を持っていることを理由に入所を断らないこととする。